

## 在日外国人児童に対する教育

～就学の保障について～

平成 15 年 11 月 29 日

宇都宮大学 国際学部国際社会学科

菅原径子 松岡真希

### 1. はじめに

グローバル化の進展に伴って国境を越えた人の流れは活発になり、移動先での外国人問題は一つの国際問題となっている。少子化による労働力不足の問題を抱える日本にとって、労働者として来日してきた外国人に関する問題は、今後大きくなっていく事が予想される。

私達は在日外国人の日本語学習を支援する活動を通して、外国人児童の教育の問題に関心を持ち、更にテーマを絞って外国籍児童の未就学問題について取り上げることにした。それは、子供達にとって教育は基本的な権利の一つであり、親の問題に関わらず受けられるものでなければならないと考えたからである。

この研究は栃木県宇都宮市における外国人児童生徒の現状を調査し、問題の所在を検証した上で、今後望まれる解決策について提案を示すものである。

### 2. 在日外国人増加とその背景

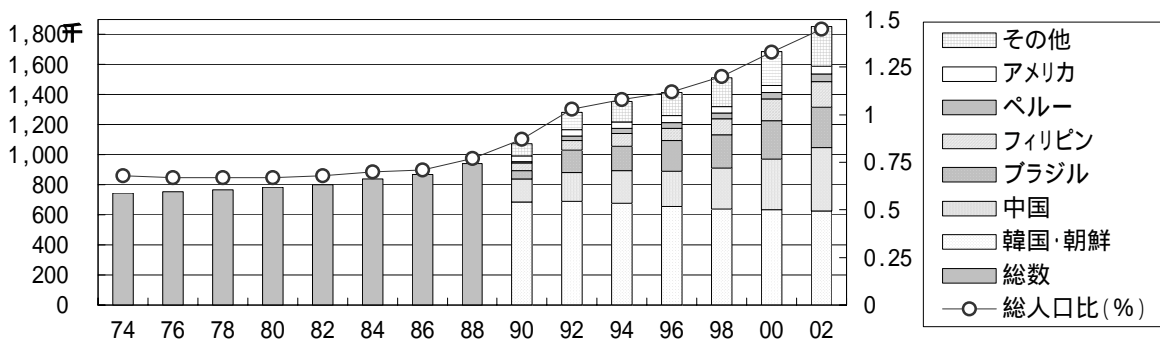
#### (1) 日本に滞在する外国人の増加

- ・ オールドカマー：戦前・戦中期に日本へ来ざるを得なかった旧植民地の人々とその子孫
- ・ ニューカマー：1970 年代以降に来日。

年代表 ニューカマー増加の流れ

1967 年		「単純労働者は受け入れない」
1970 年代末	インドシナ難民、中国帰国者とその家族 興行ビザでのアジア系女性	～国内労働力不足が顕在化～
1980 年代前半	欧米系ビジネスマン	国内企業の業務の国際化
1980 年代中期 1990 年代	多くの外国人労働者（特に男性）	～バブル経済の絶頂期～ 3K 労働分野などで労働力不足
1990 年 6 月	(南米) 日系人の急増	出入国管理及び難民認定法改正
1993 年	中国・東南アジア諸国からの研修生	技術実習制度創設

#### < 国籍別外国人登録者数の推移 (全国) >



入管管理局ホームページより著者作成

## 在留資格と外国人登録

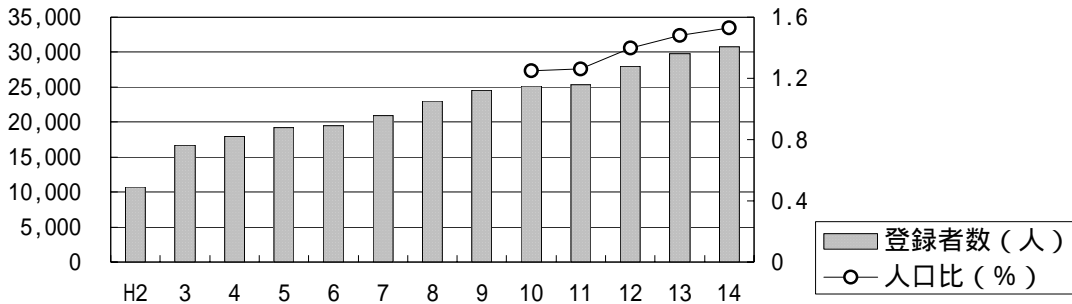
在留資格 : 日本において行うことができる活動、在留期間を定めたもの。

外国人登録 : 住民票の変わりのようなもの。在留資格がなくても登録する人もいる。

### (2) 栃木県

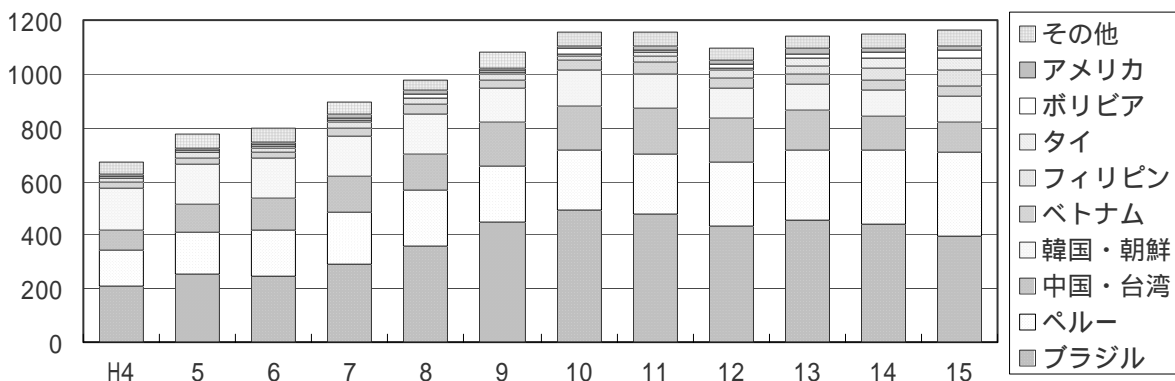
- ・外国人登録者数は年々増加
- ・県人口に占める割合も上昇

#### <登録者数の推移>



栃木県庁ホームページより著者作成

#### <栃木県における外国人児童生徒の就学者数の推移>



「帰国・外国人児童生徒教育研究協議会資料(平成15年)」より著者作成

## 3. 教育を受ける権利 就学の根拠

### <日本における外国人児童生徒の位置付け>

- ・外国人児童生徒 : 就学義務はないが希望すれば、公立の学校に通うことができる
- ・不法滞在者 : 親が不法滞在者であっても、子どもの人権を守る観点から、あくまで子どもの就学を主体にとらえ、日本に住んでいて就学年齢であれば、その子どもは希望すれば親が退去強制となるまで公立の学校に通うことができる

### <外国人児童生徒に対する私達の見解、立場>

親が不法滞在だとしても、子供はそれを選択したわけではなく、就学の権利は在留資格の有無にかかわらず、守られなければならない、積極的に保障されるべきである。

### <条約>

- ・世界人権宣言第26条
  - ・国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)第十三条
  - ・児童の権利に関する条約(子供の権利条約)第28条
- など

#### 4. 未就学を生み出す要因<仮説>

(1) 情報の不足

言語（理解困難）、情報の未取得

(2) 在留資格

不法滞在でも教育が受けられることを知らない

不法滞在の発覚を恐れて子どもを学校に通わせない

(3) 教育への関心

親の教育水準が低いため、教育への関心が低い

出稼ぎなので、子供の教育への優先順位が低い

(4) 経済的理由

就学援助措置などは日本人児童と同様に受けられるのか

就学援助措置 経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度

(5) 不安定な環境

外国人労働者はリストラの対象となりやすいため、転居が多くなる

曖昧な帰国予定

(6) 文化、習慣や言葉の違い

馴染めずに不登校化

#### 5. 検証

##### (1) 宇都宮市役所学校教育課へのインタビューから

◆ 経済的理由

義務教育の無償（教科書の無料給与等）、就学援助措置は日本人同様の取り扱い

◆ 在留資格

公務員の通報義務（出入国管理及び難民認定法第二十六条）は実際には行使されていない

「滞在が不法であるかどうかは、市で判断することではなく、入国管理局の判断を待つべきである」（宇都宮市）

...ただしこの情報が周知されているわけではない！

◆ 行政からの情報（就学案内）

外国人登録によって発送 : 外国人登録をしていないと届かない

英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語 : 言語上の問題から、理解できない

内容は、義務であるかという点について異なるが、日本人に送られるものとほぼ同じ  
転入時は送られない

◆ 学校での情報

膨大な配布物、書類（成績表など重要な配布物は翻訳）

日本語指導教諭（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ペルシャ語の9ヶ国語に対応）を設置

しかし学校ぐるみで取り組む学校は稀

## (2) 3カ国出身者へのインタビューから

### < 選択理由 >

- a. ブラジル : 在留資格が安定、外国人の中ではマジョリティ、ブラジル政府の関心の高さ
- b. タイ : 超過滞在者が多い、ブラジルに比べマイノリティ
- c. フィリピン : (タイの条件に加えて) 若い女性が圧倒的に多い、日本人配偶者を持つ人が多い

< インタビューから > ( ) 内はインタビュー日。

### a. ブラジル

中島里美さん (平成 15 年 11 月 22 日)

: 日系ブラジル人の支援の中心人物。ご自身も日系ブラジル人。

アンナさん (平成 15 年 10 月 21 日 11 月 1 日)

: 里美さんとともに、日系ブラジル人の支援に当たっている。ご自身も日系ブラジル人

### ◆ 不登校化

...教師の無理解が「子供を崩す」

例) もともと茶色の髪の毛を黒に染めるように強制。

...勉強についていけない 14、5 歳で来日

日本で生まれ育っても勉強についていけなくなる

...教師の「外国人だから仕方ない」というあきらめ、「お客様状態」

### ■ ブラジル政府

在外ブラジル人数は、アメリカ、パラグアイに次いで、日本が第 3 番目に多い。

...領事館の増設

...ブラジル教育省の卒業検定試験 (Exame Supletivo) を大使館で受験する事ができる

...ブラジル人学校の認可 (日本の教育機関としては認可されていない)

### b. タイ

泉田スジダさん (平成 15 年 11 月 17 日)

: 宇都宮大学などで教鞭をとる一方で、在日タイ人の支援を行っている。彼女の生徒達も協力。

ピー・ジェーン氏 (平成 15 年 11 月 23 日)

: タイ人女性。今年一年生の娘がいる。

椎名さん (平成 15 年 11 月 13 日)

: 奥さんがタイ人。タイ料理屋を営み、困ったらその店へくる人もいる。

### ◆ 情報が不足 学校の情報や日本の文化に対する情報の欠如。

### ◆ 偏見差別

例) 露骨に避ける。娘へのいじめ。自分の子供を外国人児童生徒と交際させない親もいる。

### ◆ (一概には言えないが) 教育への意識は低くない。

### c. フィリピン

中川エスペランザさん (平成 15 年 11 月 21 日)

: 旦那さんが日本人。子育てをしながら、日本語指導講師や、英語指導にも当たっている。

### ◆ 情報の不足 配布物の理解が困難。配偶者が日本人でも協力的でないことがある。

### ◆ 疎外感 学校の会合にいても自分から積極的にアプローチをしなければならない。ストレス。

### ◆ 在留資格 不法滞在の場合は隠れがちになるために、コミュニティを形成しない。

### ◆ 文化、言葉 呼び寄せの場合馴染めない。しかし親は仕事が忙しく対応できない。



## 7. おわりに

今回の調査に当たって数人の方々にお話を伺い、外国人児童生徒が置かれている状況の一端を知り、私たちの支援の可能性について考えさせられた。また、それらの問題には様々な要因があり、それぞれが絡み合っている事が分かった。しかし、外国人の人権について意識が低く、人々の中で理解が進んでいないこと、つまり制度的な面でも、精神的な面でも国際化が進んでいない事に問題の根があるのではないかと感じた。今回の提案はその下で就学の権利を守っていこうというものであるが、日本社会の国際化が根幹から実現することを何よりも願いたい。

### < 参考文献 >

イシカワ エウニセ アケミ「移民政策の国際比較（第6章）」明石書店、2003年  
駒井洋「国際化の中の移民政策の課題」明石書店、2002年  
帰国・外国人児童生徒教育研究協議会資料、平成15年

### < 参考ホームページ >

加藤真理子法律事務所 web site  
<http://www.mao-cjlaw.com/>  
栃木県庁ホームページ  
<http://www.pref.tochigi.jp/>  
入管管理局ホームページ  
<http://www.immi-moj.go.jp/>

### < インタビュー協力 >

栃木県庁義務教育課 佐藤義昭氏  
宇都宮市役所学校教育課 小栗氏  
とちぎ YMCA 大浦智子氏  
石川アンナ氏  
泉田スジダ氏  
椎名氏  
中川エスペランザ氏  
中島里美氏  
ピー・ジェーン氏